

# 保存版

保護者様

令和7年5月28日

京都市立鳴滝総合支援学校  
校長 高田 加寿子

## 地震に対する非常措置についてのお知らせ

保護者の皆様におかれましては、本校教育にご理解とご支援をいただきありがとうございます。

さて、京都市において震度5弱以上の地震が発生した場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

また、災害時には電話やメール等が集中し、ご家庭との連絡が困難となることが予想されます。学校からは可能な範囲で学校ホームページにてお知らせをさせていただきますが、災害に関する情報については、各家庭で情報収集していただきますようお願いします。

なお、保護者連絡ツール「すぐーる」でも随時最新情報を発信いたします。未登録の方は担任を通じて学校にお問合せください。

記

### ○京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上の地震が発生した場合

#### 1. 登校前に発生した場合

(1) 以下の通り、次の登校日を臨時休業とします。

- ・下校後、深夜0時までに発生した場合 …翌日を臨時休業
- ・深夜0時以降、登校までに発生した場合…当日を臨時休業
- ・休業日・休業前日に発生した場合 …原則として休業明けの登校日を臨時休業  
(金曜日下校時以降、土曜日・日曜日に発生した場合、  
原則として月曜日は安全確認のため臨時休業)

※安全が確認でき、授業を実施する場合は、すぐーる・電話やホームページ等により  
授業等を実施する旨連絡します。

※職場実習につきましても、原則として同じ扱いとします。実習先には学校から  
連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認の上、・電話  
や学校ホームページ等により、改めて学校から連絡します。

#### 2. 在校中に発生した場合

(1) 直ちに臨時休業とします。

(2) 下校の安全が確認できるまで、学校に待機します。また必要な場合は、保護者と連絡が取れるまで  
学校に待機することとします。

#### 3. 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動することは難しく、普段から備えておくことが重要です。

大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、御家庭でも話し合いや確認をお願いします。

以上、お子様にもその旨お話しいただきますようお願いします。